

表-5

水道法水質基準51項目検査セット表

項目	セット項目			
一般細菌				省略不可9項目
大腸菌				
塩化物イオン				
有機物（全有機炭素(TOC)の量）				
pH値				
味				
臭気				
色度				
濁度				
クロロホルム	浄水全51項目	浄水49項目	原水40項目	原水38項目
ジブromokクロロメタン				
ブromोजクロロメタン				
ブromホルム				
総トリハロメタン				
クロロ酢酸				
トリクロロ酢酸				
ジクロロ酢酸				
ホルムアルデヒド				
臭素酸				
塩素酸				
シアン化物イオン及び塩化シアン				
1,4-ジオキサン 1)				
四塩化炭素 1)				
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 1)				
ジクロロメタン 1)				
テトラクロロエチレン 1)				
トリクロロエチレン 1)				
ベンゼン 1)				
亜硝酸態窒素 1)				
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 1)				
カドミウム及びその化合物 1)				
水銀及びその化合物 1)				
セレン及びその化合物 1)				
ヒ素及びその化合物 1)				
フッ素及びその化合物 1)				
ホウ素及びその化合物 1)				
ナトリウム及びその化合物 1)				
カルシウム、マグネシウム等（硬度） 1)				
蒸発残留物 1)				
陰イオン界面活性剤 1)				
非イオン界面活性剤 1)				
フェノール類 1)				
マンガン及びその化合物 1)				
鉛及びその化合物 1)				
六価クロム化合物 1)				
亜鉛及びその化合物 1)				
アルミニウム及びその化合物 1)				
鉄及びその化合物 1)				
銅及びその化合物 1)				
ジェオスミン				
2-メチルイソボルネオール				浄水全40項目 原水38項目 その他原水の状況等を考慮すべき15項目 水道用資機材・薬品からの溶出・付加を考慮すべき6項目 停滞水を水源とする場合の考慮すべき2項目

1) 厚生労働省令第百四十二号〔平成15年〕の三へに指示されている28項目
 2) 原水全40項目及び原水38項目については、飲用対象外のため『味』は未実施